

大阪市公設市場国民健康保険組合への診療費等の請求について

福岡県国民健康保険団体連合会

大阪府国民健康保険団体連合会より、下記のとおり大阪市公設市場国民健康保険組合への請求について通知がありました。ご確認の上、令和4年3月分までのご請求をされていない場合は早急に債権申出（ご請求）いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

大阪市公設市場国民健康保険組合は、令和4年3月31日をもって解散し、解散後6か月間を催告期間として設定しております。催告期間は令和4年9月30日に終了いたしますので、令和4年3月分までのご請求をされていない関係機関様におかれましては、早急に債権申出（ご請求）いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、催告期間終了前後の取扱いは次のとおりとなります。ご留意いただきますようお願い申し上げます。

1 診療報酬等の債権申出期間は令和4年9月30日となりますので、大阪府国民健康保険団体連合会への請求は**翌月の10月10日**までに行っていただきますようお願いいたします。また、催告期間内に債権の申出（ご請求）が無い場合は清算から除斥されますが、国民健康保険法第32条の10の規定に基づき、組合の債務が完済された後、まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対しては請求することができるとされていますので、清算期間が終了する令和9年6月の時点で、組合財産が残っていらっしゃいましたら支払が可能となります。

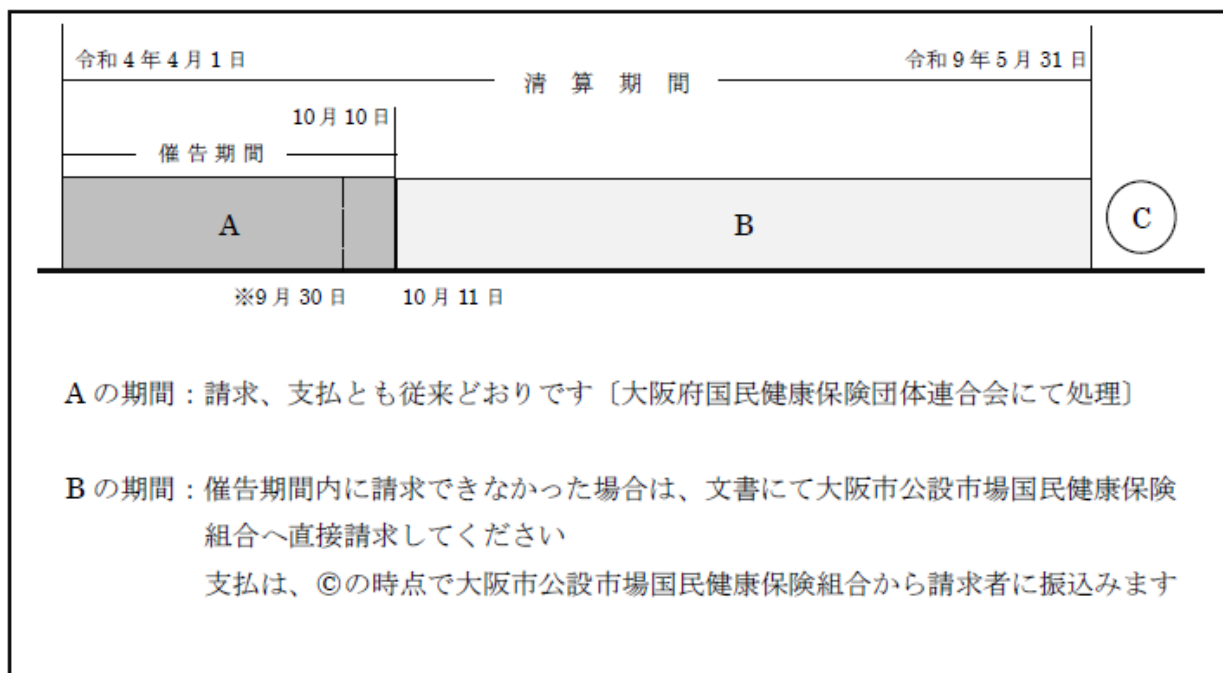
2 本年**10月11日**以降でも未請求の診療報酬等がございましたら、ご請求は大阪府国民健康保険団体連合会（他府県の国民健康保険団体連合会も同様）ではなく、大阪市公設市場国民健康保険組合に直接行っていただきますようお願いいたします。返戻分の再提出も**10月11日**以降は前記と同様の扱いとなります。

なお、誠に申し訳ございませんが、支払可能な場合でもお支払は令和9年6月以降となることをお含みおきください。

3 催告期間終了後の大阪市公設市場国民健康保険組合あてのご請求につきましては、組合ホームページで請求の方法等をご案内しております。ホームページアドレスは次のとおりです。

<https://www.kskokuho.jp/seikyu/index.html>

大阪市公設市場国民健康保険組合の清算に係る診療報酬等の請求・支払について



催告期間は解散後6か月間であり、最終日は令和4年9月30日ですが、医療機関等の皆様に通常どおりの事務処理を行っていただくため、診療報酬等（大阪府国民健康保険団体連合会経由で請求いただいているもの）に限り、令和4年10月10日を催告期間の最終日として取り扱います。